

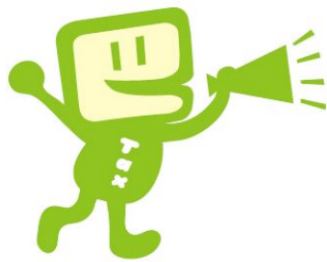
国税広報参考資料

平成30年4月用

- 確定申告が間違っていたとき
- 振替納付日について／期限内に納付しなかった場合は
- e-Tax 利用の簡便化
- 未成年者の飲酒防止の推進

社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉

あなたにも、マイナンバー。はじまります。



国税庁 e-Tax キャラクター
イータ君



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

確定申告が間違っていたとき

確定申告書を提出した後で計算誤りなど申告した内容に間違いがあることに気付いた場合は、次の方法で訂正することができます。また、確定申告をしなければならないのに、確定申告することを忘れていた場合は、できるだけ早く申告するようにしてください。

税額を多く申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求めることができます。請求内容が正当と認められたときは、正しい税額に減額されます。

【手続】 更正の請求書を作成し、所轄税務署長に提出してください。

【期間】 更正の請求書は、各年分の法定申告期限（通常は、各年の翌年3月15日）から5年以内に提出してください。

税額を少なく申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。

なお、修正申告によって新たに納める税額は、修正申告書を提出する日（納期限）までに、延滞税と併せて納めてください。

【手続】 修正申告書を作成し、所轄税務署長に提出してください。

【期間】 修正申告は、税務署長による更正があるまではいつでもできますが、修正申告によって納める税額には、法定納期限（平成29年分の所得税及び復興特別所得税は平成30年3月15日（木）、消費税及び地方消費税は平成30年4月2日（月））の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかりますので、できるだけ早く申告・納付するようにしてください。

また、修正申告をする場合や、税務署長が更正を行う場合には、加算税が賦課される場合があります。

確定申告を忘れていたとき

確定申告をすることを忘れていたときは、できるだけ早く申告するようにしてください。申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をしなかった場合には、税務署長が所得金額や税額を決定します。

なお、税務署長が決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合などには、加算税が賦課される場合があるほか、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

上記の手続に当たって

- ・ 確定申告書、修正申告書及び更正の請求書を提出する際には、マイナンバーの記載及びご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。
- ・ 確定申告書、修正申告書及び更正の請求書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。
また、各種様式は、国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。
- ・ 手続などについて、お分かりにならない点がありましたら国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

「振替納付日について」
「期限内に納付しなかった場合は」

振替納付日について

平成29年分の確定申告の振替納付日は、次表のとおりです。

平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告	平成30年4月20日（金）
平成29年分の個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告	平成30年4月25日（水）

※確実に振替納付できるよう、振替納付日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします。

期限内に納付できなかった場合は

期限内に納付できなかった場合や、振替口座の残高不足等で振替できなかった場合には、法定納期限の翌日から納付の日まで延滞税がかかります。

この場合、金融機関（日本銀行歳入代理店）又は所轄の税務署の納税窓口で本税と延滞税を併せて納付していただくことになります。

※ 納付書は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意しています。

また、金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。

なお、平成30年中における延滞税の割合は、次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2か月を経過する日までは、年2.6%の割合
 - ② 納期限の翌日から2か月を経過する日の翌日以後については、年8.9%の割合
- 具体的な延滞税の計算は、上記の①又は②の期間ごとに次表により計算します。

※ 国税庁ホームページにおいて、簡単に計算することができます。

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/nofu-shomei/entaizei/entai.htm#keisan>

①	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 納付すべき 本税の額 <small>（10,000円未満の端 数切捨て）</small> </div> <div style="font-size: 2em;">×</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 延滞税の割合 2.6 % </div> <div style="font-size: 2em;">×</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 期間（日数） <small>（注）に掲 げる期間</small> </div> <div style="font-size: 2em;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 金額 <small>（1円未満の 端数切捨て）</small> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 365（日） </div> <p><small>（注） 法定納期限の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日まで I 完納の日 II 納期限の翌日から2か月を経過する日</small></p>
②	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 納付すべき 本税の額 <small>（10,000円未満の端 数切捨て）</small> </div> <div style="font-size: 2em;">×</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 延滞税の割合 8.9 % </div> <div style="font-size: 2em;">×</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 期間（日数） <small>（注）に掲 げる期間</small> </div> <div style="font-size: 2em;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 金額 <small>（1円未満の 端数切捨て）</small> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 365（日） </div> <p><small>（注） 上記①の期間の最終日の翌日から完納の日まで なお、上記①における期間の最終日が「I 完納の日」の場合は、②の計算は必要ありません。</small></p>
③	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> ①の金額 </div> <div style="font-size: 2em;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> ②の金額 </div> <div style="font-size: 2em;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 延滞税の額 <small>（100円未満の 端数切捨て）</small> </div> </div> <p>※上記により計算した「延滞税の額」が1,000円未満である場合には、延滞税はかかりません。</p>

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。 →

e-Tax 利用の簡便化

平成31年（2019年）1月から e-Tax の利用手続きが
より**便利**になります

マイナンバーカード方式による e-Tax 利用



マイナンバーカードを用いてマイナポータル経由又は e-Tax ホームページなどから e-Tax へログインするだけで、簡単に e-Tax の利用を開始し、申告等データの作成・送信ができるようになります。

- e-Tax 用の ID・パスワードを管理・入力する手間がなくなります。
- 今後 e-Tax を利用する場合に、マイナポータルを経由して入手した医療費情報を活用できるようにするなど、手続きの簡素化に向けた取組を進めています。

ID・パスワード方式による e-Tax 利用



マイナンバーカードの未取得の方は、税務職員との対面で本人確認を行い、税務署長が通知した e-Tax 用の ID・パスワードだけで、申告等データの作成・送信ができるようになります。
(注1、2)

(注1) マイナンバーカード及び IC カードリーダーライターが未取得の方についての暫定的な対応です。

(注2) 申告等データを送信後、改めてこれを開覧するには、原則として電子証明書が必要です。

- ID とパスワードの発行を希望される方は、平成30年（2018年）4月以降に所轄の税務署にお越しください。
- ID・パスワード方式による e-Tax での申告は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。
※ 「確定申告書等作成コーナー」では、所得税、消費税及び贈与税の確定申告書のほか、修正申告書や更正の請求書などを作成することができます。

未成年者の飲酒防止の推進

4月は「未成年者飲酒防止強調月間」です

成長過程にある未成年者の飲酒は、本人にとって身体的・精神的に大きなリスクがあるだけでなく、社会的にも大きな影響を与えます。これを未然に防止するためには、未成年者が「なぜ自分たちはお酒を飲んではいけないのか」を理解できるよう、学校での教育のほか、家庭や地域社会においてもしっかりと説明するなど、大人の責務として社会全体で取り組む必要があります。

未成年者がお酒を飲んではいけない5つの理由

- 1 脳の機能を低下させるおそれがあります
- 2 肝臓をはじめとする臓器に障害を起しやすくなります
- 3 性ホルモンに異常が起きるおそれがあります
- 4 アルコール依存症になりやすくなります
- 5 未成年者の飲酒を禁じる法律があります

未成年者の飲酒防止に関する法律

未成年者（20歳未満の者）の飲酒は、「未成年者飲酒禁止法」により禁止されています。

この法律では、①親や親の代理をする者は、監督する未成年者の飲酒を制止しなければならない、②酒類を扱う販売業者や飲食業者は、未成年者が飲むことを知りながら酒類を販売・提供してはならないこととされており、①に違反した場合は科料、②に違反した場合は50万円以下の罰金が課されることとされています。

また、酒類を扱う販売業者や飲食業者は、未成年者の飲酒防止に資するため、年齢確認等の必要な措置を講ずることとされています。

未成年者飲酒防止のための取組

国税庁の取組

- 酒類業者に対して、未成年者に酒類を販売しないよう指導するとともに、酒類の陳列場所には「酒類の売場である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨を表示するよう指導しています。
- 酒類小売業者は、未成年者の飲酒防止をはじめとする酒類の適正な販売管理の確保を図るため、販売場ごとに、酒類小売業者への助言と従業員等の指導を行う「酒類販売管理者」を選任することとされていますが、酒類販売管理者が長時間不在となる場合等には、代わりとなる責任者を指名するよう指導しています。
- 各業界団体に対して、未成年と思われる者に対する年齢確認の徹底など、未成年者飲酒防止のための取組を推進するよう要請しています。

酒類業者の取組

- 店頭での年齢確認などにより未成年者の飲酒防止に取り組んでいるほか、各地域で「未成年者飲酒防止キャンペーン」などの啓発活動を行っています。
- 未成年者の飲酒につながる広告・宣伝をしないよう、自主基準を定めています。